

令和4年度事業計画

1. 基本方針

今日の福祉を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛、帰省自粛などによる地域福祉活動の制限、不安定な雇用情勢による生活困窮者の急増、また高齢者、障がい者、子どもへの虐待、近年多発する自然災害など住民が生活に不安を強いられる状況となっています。

今後、既存の福祉サービスでは対応困難な課題もますます増加し、地域住民、事業者、関係団体・ボランティア、行政機関等がそれぞれの役割のもと、連携、支えあう仕組みづくりが一層重要となっています。

このような中、社会福祉協議会は地域共生社会の実現に向けた中核的な団体として、その役割と機能を発揮することが求められています。

今年度も引き続き、「門川町地域福祉総合計画」(第3次門川町地域福祉計画・第5次門川町地域福祉活動計画)に基づき、地域住民の参画を基本として、課題解決に向けて役・職員一丸となって取り組んでいきます。

2. 重点目標

- 地区福祉推進委員活動の推進
- 介護予防事業の推進
- 介護保険事業の推進
- 財政基盤の強化

3. 事業の展開

1) 地域福祉事業の推進

- (1) 地域福祉総合計画〔第3次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画〕の推進
- ・地域福祉総合計画の進行管理

(2) 地域での見守り交流活動支援

①地区福祉推進委員会活動の推進

各地区の地区福祉推進委員会活動が充実するよう各種支援活動を行います。

ア 地区福祉推進委員研修の実施

イ 地区福祉推進委員長会の開催(年2回)

ウ 小地域見守り活動の充実(安心カード登録者台帳更新)

エ 活動費の助成(推進委員会活動助成、自主活動助成、年末年始事業助成)

オ 門川町福祉推進大会の開催

カ 福祉バス運行事業【町補助事業】

地区福祉推進委員会の活動支援として福祉バスの運行を行います。

②生活支援体制整備事業の受託【町受託事業】

- ア 生活支援コーディネーターの配置（2名）
- イ 社会資源の整理とニーズの把握
- ウ サービス開発に関する会議の企画・運営
- エ 自治会運営型ヘルパー（仮称）活動の推進（モデル指定）
- オ 地区サロン等における買い物支援活動の推進
- カ 生活支援ボランティア養成研修会の開催
- キ 地域包括ケア会議への出席

③ICTを使った地域福祉活動の推進

- ア ICTを進めるための環境の整備
- イ ICTを活用した事業の推進

④福祉情報の提供とイベントの実施

住民への広報活動やイベントを通し、福祉意識の高揚を図ります。

- ア 第27回福祉ふれあい祭りの開催
- イ 門川町福祉推進大会の開催【再掲】
- ウ 情報提供の充実
 - ・社協だよりの発行（毎月発行）
 - ・町内掲示板、班回覧の活用
 - ・ホームページによる情報提供
 - ・FMひゅうが出演による情報提供

（3）総合相談事業の実施【町受託事業】

住民の福祉問題及び生活全般にかかわる相談事業の推進を図ります。

- ・常設相談員の配置
- ・無料弁護士相談の開設
- ・総合相談センターだよりの発行

（4）生きがいづくり・介護予防事業の実施

高齢者等に対し健康・介護予防活動の推進を図ります。

①福祉バスの運行事業【再掲】

②高齢者スポーツ活動助成

（5）住民主体のボランティア活動の推進

①ボランティアセンター事業の推進

- ア ボランティア活動に関する協議への参加
- イ ボランティア需給・調整・相談業務の充実

- ウ ボランティア活動に関する情報提供の充実（社協だより）
- エ 行事等における託児ボランティア事業の推進

②福祉教育の推進

- ア 社会福祉普及推進校の指定（町内小・中・高 全校）
- イ ふくし体験サポーター育成研修会の開催
- ウ 夏休みボランティア体験事業の実施
- エ 活動費助成
- オ 教育の絆推進懇話会・学校運営協議会への参加

③子ども見守りネットワーク事業の推進

児童・生徒への安心・安全な地域づくりを目指します。

- ア 子ども見守り推進会議の開催（年1回）
- イ 子ども見守り活動の広報の充実
- ウ 登下校時の見守り活動の強化
- エ 青色回転灯装備車の巡回運行（新学期開始時、下校後等）

④災害ボランティアに関する事業の推進

- ア 災害ボランティアに関する研修会の実施（年1回）
- イ 災害ボランティア推進協議会の開催（年1回）
- ウ 避難行動要支援者等に関する情報共有
行政及び民生委員等と連携し、個々の避難方法の把握、災害発生時の支援等に関する情報を共有します。
- エ 災害ボランティアの啓発・広報

⑤住民参加型在宅福祉サービスの推進

住民相互の支えあい・たすけあい活動を支援します。

- ア 住民参加型在宅福祉サービス「たんぽぽ会」活動支援
（家事援助、身体介助、子育て支援）
- イ 生活支援ボランティア養成講座の開催【再掲】

（6）関係機関・団体とのネットワーク形成

①福祉団体の育成支援事業の推進

福祉団体等の自主活動の育成・支援を行います。

- ア 事務局業務
民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ連合会、
ボランティア連絡協議会、宮崎県共同募金会門川町共同募金委員会
- イ 活動費の助成（福祉団体・ボランティア等活動助成）

②関係機関との連携及び会議の開催

- ア 福祉施設連絡会（研修会 年1回）
- イ 子ども見守りネットワーク推進会議【再掲】
- ウ 災害ボランティア推進協議会【再掲】
- エ 他市町村生活支援コーディネーターとの連携
- オ 地域福祉コーディネーターとの連携
- カ 日向・東臼杵ブロック社協連協事業への参加
- キ 保健・医療・福祉関係機関等のネットワーク化に向けての検討【新規】
- ク 日向・東臼杵郡障害者自立支援協議会への参加

(7) 低所得者支援及び日常生活支援

①生活困窮者自立相談支援事業【町受託事業】

- ア 一次相談窓口業務に関すること
- イ 生活困窮者関係機関との連携

②生活困窮者に関する支援事業

- ア フードバンク事業
- イ 要支援者宅清掃事業
- ウ 法外援護事業
- エ 子ども食堂等との連携

③門川町成年後見事業【町受託事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方等の判断能力が低下した方に対し、法人として成年後見人、保佐人または補助人となり、その方の財産管理や身上監護を行います。

- ア 成年後見センターかどがわの運営
- イ 成年後見センターかどがわ運営委員会の開催
- ウ 人材育成（法人後見支援員の育成、専門員研修の参加）

④資金貸付事業

- ア たすけあい金庫貸付事業
- イ 生活福祉資金貸付業務【県社協受託事業】

⑤日常生活自立支援事業の実施【県社協受託事業・町補助事業】

認知症・知的障がい者・精神障がい者などの判断能力が不十分な方の金銭管理等を支援いたします。（専門員の配置、生活支援員による生活支援）

⑥福祉用具貸出事業

(8) 子育て支援事業の実施

子育て家庭に対して育児及び保護者の支援を図ります。

①放課後児童対策事業（児童クラブ 門川小・五十鈴小・草川小）【町受託事業】

校 区 名	実 施 場 所
門川小学校区	中央公民館
五十鈴小学校区	五十鈴小学校
草川小学校区【新規】	総合福祉センター

②職員の処遇改善

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に基づく処遇改善を行います。

(9) 住民主体の障がい者支援活動の実施

①コミュニケーション支援事業（手話通訳派遣）【町受託事業】

②専門ボランティアの育成支援

手話勉強会、点訳活動支援

③点訳版 社協だよりの作成

2) 在宅福祉事業の推進

高齢者、障がい児・者等で介護や援助を必要とする方々に対し、介護保険法及び障害者総合支援法のサービス提供を通して、個人の尊厳を尊重し自立した生活ができるよう支援します。また、各事業において、感染症対策、業務継続計画（BCP）の策定、人権擁護・虐待防止、リスクマネジメント（事故防止）等の制度に基づく体制強化を推進し、サービスの質の向上に努めます。それらを達成するために、職員の資質向上や業務効率化を図り、ICTの活用も積極的に進めていきます。

(1) 在宅福祉課の実施項目（共通事項）

① ICTを活用した研修体制の確立

リモート研修を積極的に導入します。（会員制のリモート研修の導入）

②制度改正に対応した事業の推進

感染症対策、人権擁護・虐待防止、リスクマネジメント、身体拘束等の適正化などについて、研修や委員会の実施に取り組みます。

③職員の処遇改善を目的とした加算の申請

ア 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算（介護保険法）

イ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算
(障害者総合支援法)

ウ 介護職員処遇改善支援補助金（介護保険法）、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（障害者総合支援法）の申請【新規】
根拠施策 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」

(2) 居宅介護支援事業の推進

介護支援専門員は、保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした介護保険制度の理念を実現するための重要な役割を担っています。本人及び家族の自助機能を高めつつ、近隣住民・福祉推進委員・民生委員児童委員などの地域の福祉力をコーディネートし利用者の生活を支える助言を行います。

①相談援助及びケアプランの作成

感染症蔓延期において感染症防止を十分に行い利用者の不利益にならないよう対策を取ります。

②特定事業所加算の指定を受け質の高い事業を推進します。（特定事業所加算Ⅱ）

主任介護支援専門員の配置、他の居宅介護支援事業所との合同研修の実施、困難ケースの対応など

③ICTを活用したケアマネジメントの実施

テレビ会議（Zoom等）の活用

(3) 通所介護（デイサービス）事業の推進（事業実施日：月～金 但し、元日を除く）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護負担軽減などを目的に実施します。それぞれの状態に合わせた機能訓練を行い、定期的な評価にて訓練内容の検討を行い、身体機能の維持・向上に取り組みます。また、利用者、職員ともに感染症防止対策を徹底し、質の高い安全なサービスの提供に努めます。

①通所介護の実施（要介護者対象）

②第1号通所事業 通所型サービスの実施

（介護予防・日常生活支援総合事業対象者・要支援対象者）

③基準該当生活介護事業の実施（重度障がい者対象）

④ICTを活用したサービスの提供

テレビ会議（Zoom等）の活用、記録方法の改善などに取り組みます。

(4) ホームヘルプサービス事業の推進（事業実施日：365日）

認知症や障害を有していても、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、自立支援を基本としたホームヘルプサービスを実施します。感染症の拡大防止対策を図り、滞りなくサービス提供が継続できるよう努めます。

①訪問介護の実施（要介護者対象）

②第1号訪問事業 訪問型サービスの実施

（介護予防・日常生活支援総合事業対象者・要支援対象者）

③障害者総合支援事業の実施

- ア 居宅介護事業
- イ 重度訪問介護事業
- ウ 同行援護事業
- エ 行動援護事業
- オ 移動支援事業

④特定事業所加算の指定を受け質の高い事業を推進します（特定事業所加算Ⅱ）。

介護保険事業は新規（令和4年6月以降を予定）。障害者総合支援法は継続。

⑤ICTを活用したサービスの提供

ICTを活用したシフト管理、テレビ会議（Zoom等）や動画配信サービスなどを活用した研修の実施。

3) 地域包括支援センター事業

介護・医療・保健・福祉などの「総合相談窓口」として、高齢者が住み慣れた地域で生活できるようICTを活用しながら各事業の推進を行っていきます。

(1) ICT活用

①研修、広報活動は動画配信などICTを取り入れていきます。

②ICTを活用しての介護予防事業の取り組みの検討やケアマネジメントの実施をします。

(2) 一般介護予防事業

可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるようICT活用を含め支援します。

①いきいき介護予防教室

介護予防や生活に役立つ内容の教室を実施します。

○教室メニューの広報、企画調整と開催

(転倒防止、認知症、口腔ケア、脱水、救命救急、介護保険制度など)

○スクエアステップ(活動支援と普及啓発)

○自己管理プロジェクト(生活習慣病の予防、疾病の悪化及び再発防止を目的とした自己管理支援を行う)

②介護予防チャレンジ教室

地区サロンや介護予防活動に関わりのない方を主な対象とし、介護予防の理解と生活改善の支援を行います。

○1地区に対する継続的な介護予防教室の企画と開催(週1回×4週)

○介護予防活動の普及啓発と、継続的な活動の支援

○地区住民の開拓

③いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、しゃきしゃき百歳体操

○体操の普及啓発、継続支援

○効果測定と評価

○新たな地区・グループの立ち上げ支援

○百歳体操サポーターの養成と活動支援

○サポーター研修会等の企画と開催

④ノルディックウォーク

○ノルディックウォークの普及啓発

○効果測定と評価

○自主サークルの立ち上げ支援、継続支援

○出前教室・初心者向け教室の開催、活動支援

○ノルディックウォーク交流イベント等の企画と開催

⑤パワーリハビリテーション

利用者の拡大と効率的な運営に努めます。

- 基礎コース利用者への指導と助言、定期評価、継続支援
(基礎コース 新規者および2回目までの利用者：3ヶ月間の週2回利用)
- 開放コース利用の継続支援および更新説明会の開催(年2回)
(開放コース 基礎コース修了者の自主活動の場として施設を開放)
- パワーリハビリサポーターの育成・活動支援

⑥介護予防大交流会

- 地域の介護予防自主運営参加者の情報交換
(百歳体操、ノルディックウォーク、スクエアステップ、パワーリハビリ)
表彰・交流・研修会等により、地域活動の継続と活性化を図る。

⑦介護予防活動担い手育成講座

- 地域における次世代の介護予防活動の担い手の発掘と育成を支援します。
- 講座の企画・開催(年間10回講座)

⑧自炊力向上チャレンジ教室

- 低栄養のリスクの高い独居高齢者等を中心に、健康的な食生活が出来るようになることを支援します。
- 高齢者の食に関する実態把握
- 低栄養改善の調理実習・レシピ作成・献立立案の支援と助言
- 各地区での低栄養改善研修の実施【新規】
- 先進地での調査研究

⑨介護予防活動の支援と協力

- 定期サロン、いきいきサロンの活動及びサポーターの活動支援
- メニューの提供等、活動の活性化支援
- サロン間交流の支援、企画及び開催

(3) 包括的支援事業

高齢者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるように、適切なサービスを提案し、支援していきます。また、災害が起きた場合において、地域や関係機関との連携ができるよう環境作りに取り組んでいきます。

①総合相談支援

- ア 高齢者相談支援
- イ 地域におけるネットワークとの連携及び支援
- ウ 高齢者支援に関する情報発信
- エ 関係機関との連携

②権利擁護業務

- ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用支援
- イ 高齢者虐待への対応
- ウ 消費者被害の防止
- エ 高齢者支援担い手の育成及び活動支援

(4) 認知症施策支援事業

認知症に関する正しい知識の普及・啓発および早期発見・早期対応に取り組みます。また認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行っていきます。

- ア 認知症初期集中支援事業
 - ・認知症初期集中支援チームとの連携
- イ 認知症に関する研修会の開催
- ウ 認知症サポーター養成講座の開催
- エ 認知症サポーターステップアップ講座の開催
- オ 認知症高齢者等徘徊模擬訓練の開催
- カ 徘徊ネットワーク・SOSネットワークとの連携
- キ 認知症高齢者の実態把握

(5) 介護保険事業

高齢者自身が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、「心身機能」「日常生活動作」「社会参加」をバランスよくアプローチしていきます。
また、災害時のケアマネジメントに取り組んでいきます。

①介護予防ケアマネジメント業務

②介護予防支援業務

③ICTを活用したケアマネジメントの実施

テレビ会議（Zoom等）やケアラインの活用

4) 障がい者支援事業の推進

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など全般的な相談支援を行います。

また関係機関への情報提供や連携に努め、研修会の実施、障がい児・者の社会参加や円滑な地域生活をサポートできる環境作りに努めます。

(1) 障がい者相談支援事業の推進

①総合相談支援業務

- ア 相談窓口の設置と個別訪問実施
- イ 困難事例ケース検討会の実施
- ウ 障がい児者の実態把握とニーズ調査
- エ 門川町幼稚園・保育園等訪問相談
- オ 障がい児者支援に関する研修会の開催

②権利擁護業務

- ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進
- イ 虐待防止のための早期発見及び意識啓発

③障がい児者関係機関との連携

- ア 特別支援学校との連携
- イ 日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会への参加
- ウ 就労生活支援担当者会議への参加

④指定相談支援事業の実施

指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業の実施（計画立案）

⑤ICTを活用した計画相談の実施

テレビ会議（Zoom等）、ケアライン活用

(2) 地域活動支援センター事業の実施

地域の障がい児・者に、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進して、活動的な地域生活が営めるよう支援します。さらに地域にも幅広く周知しながら新規利用者の確保に努めていきます。

また、今後も利用者にとって魅力あるサービスについて行政・関係機関等と協議を進めていきます。

5) 法人経営体制の充実

(1) 理事会・評議員会の充実、職員の資質向上

- ①理事会（理事、監事）、定時評議員会にて、社協事業の理解を深めていき公明な法人運営に努めていきます。
- ②会計事務所及び本会監事による監査を実施し、事業の適正な運営、経営に努めていきます。
- ③職員研修会を開催し、資質向上を図るとともに働きがいと魅力ある職場を築き、専門職の確保と人材育成に努めていきます。
- ④経営会議、業務調整会議により、職員の経営・組織に対する意識を高め資質向上に努めていきます。

(2) ICT化推進の検討

本会業務のICT化の検討を行っていきます。

- ①職員ワーキングチームによる検討
- ②職員研修会の開催

(3) 財政基盤の強化、経営の適正事務管理

- ①財政基盤を強化するため、自主財源確保と経費削減を進めていきます。
 - ア 社協会費、赤い羽根共同募金などの独自の自主財源確保の推進
 - イ 国、県等の助成事業の活用
 - ウ 効率的な予算執行・事業の見直しによる歳出の削減
- ②会計基準に基づいた経理規程により、適正な予算執行をおこないます。
- ③会計事務所との委託契約により、税務・財務管理及び経営全般について適正な事務管理に努めます。
- ④経営会議等において適正な経営管理をおこなっていきます。

(4) 赤い羽根共同募金運動の展開

地域福祉活動推進の財源である「赤い羽根共同募金運動」を推進していきます。

- ①宮崎県共同募金会門川町共同募金委員会事務局の受託
- ②共同募金委員会の開催

③共同募金運動の実施（10月から12月）

- ・戸別募金(各世帯)
- ・大口・法人募金(企業、事業所、個人)
- ・職域募金
- ・街頭募金(イベント、募金箱設置)
- ・カプセル玩具販売機「ガチャガチャ」募金
- ・学校募金(町内小中高校)

④災害支援募金活動の実施（随時）

(5) 情報提供の推進

社協だより、ホームページ等において積極的に情報提供等を行い、社会福祉法人としての説明責任を果たしていきます。

(6) 情報公開制度の推進

情報公開規程に基づき情報公開の推進を図っていきます。

①「社協だより」の発行【再掲】

②ホームページによる情報提供の充実

(7) 苦情解決への取り組み

福祉サービス利用者をはじめ地域住民からの苦情に対して、苦情解決責任者、第三者委員等において、適切な対応を図ることにより、福祉サービスの質の向上を図ります。

(8) 施設管理

門川町総合福祉センターの指定管理者（H.31～R.5年度）として、「住民サービスの向上」「財政コストの削減」等適正・効率的な管理運営に努めていきます。

(9) 労務管理

①宮崎県の「仕事と家庭の両立応援宣言」に基づき、職員が働きやすい職場環境を整えていきます。

②社会保険労務士との委託契約により適正な労務管理に努めます。

③労働契約法に基づき、対象職員を無期契約雇用とし安心して働ける環境を作ります。※今年度対象者なし

- ④産業医との委託契約に基づき、職員へのストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めるとともに、健康診断等による職員の健康状態の管理を行います。
- ⑤職員自己申告、個別面談を通じ現状を把握することで、業務改善等につなげていきます。
- ⑥職員及び関係者が濃厚接触者等に指定された場合の休暇付与など、新型コロナウイルス感染防止対策を強化します。
- ⑦職員の意見を反映しながら、福利厚生の充実を図ります。

(10) 福祉人材育成

福祉に関心のある児童・生徒、及び福祉職を目指す実習生等を積極的に受け入れ、福祉人材を育成します。

【注釈】

〔 ICT 〕

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
情報処理や通信に関する技術・産業・設備・サービスなどを総合的に指す用語です。

〔 Zoom 〕

ビデオ会議システムの1つで、パソコンやスマートフォン、タブレットなどのデバイスを使用して、オンラインでセミナーや会議を開催するために開発されたアプリケーションです。テレビ会議と言われることもあります。

〔 BCP 〕

Business Continuity Plan の略。業務継続計画。

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。